

( 整理番号 0224 )

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月9日(金) 14時00分～15時40分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 世界経済は新型コロナウイルス蔓延による経済活動の制限や、激化する米中貿易摩擦などを背景に非常に不安定な状況にある。国内の景況については、4月5月の急激な落ち込みから、8月の鉱工業生産指数は新型コロナウイルスの影響から回復し、前月比プラス1.7%と3か月連続で上昇している。 県内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、足元では下げ止まりの動きが見られている。 地賃と特定最賃の差が小さくなっていく中で、少しでも改善を図っていきたい、県内における計量器等の製造業に従事する労働者に対し、魅力ある産業であることを示すことで、優秀な人材確保につなげていきたい。また、他県への人材流失やパートタイム労働者の確保も困難になっていく中で、最賃の引上げを行い、消費の拡大さらに企業収益の上昇による経済の好循環サイクルを回すためにも、安定した生活を確保する賃金レベルが必要である。旨を主張した。</p> <p>イ 昨年度の改定率2.25%は引き上げたいとし、現行の909円に2.25%を掛けると20.45円になることから、20円の引上げを提示した。</p> <p>ウ コロナの影響は感じているし、例年とは違うと思っている。 今春闘の賃上げ率が1.9%で、現行の909円に1.9%を掛けると17.27円になることから、17円の引上げを提示した。</p> <p>エ 人の流失を抑え、魅力ある環境・職場を目指すために、最低賃金の引き上げは必要である。計量器等製造業の10年間の改定率は平均で1.5%となっていることから、現行の909円に1.5%を掛けると13.63円になるので、14円の引上げを提示した。</p>						

オ 賃金改定状況調査第4表パートBランクの昨年の賃金上昇率が1.1%であり、現行の909円に1.1%を掛けると9.99円になることから、10円の引上げを提示した。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 企業を取り巻く状況は、新型コロナによりあらゆる工業製品の需要喪失をもたらし、大幅な受注減に繋がっており、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けている。そして、得意先の生産調整による休業及び減産による内製化などにより、下請け企業への受注依頼減など経営状況が悪化している。下請け企業の受注量は、昨年対比で25%から良くて75%になっており、毎週2日の稼働と5日の休業、3日の稼働と4日の休業、4日の稼働と3日の休業などで調整し、なお、工程によっては仕事がなく、工程単位で休業しているのが現状である。

事業継続と雇用維持のために持続化給付金、雇用調整助成金等の各種給付金を受け、金融庁指導による金融機関からの特別融資等を利用し資金繰りをしているのが現状で、中小零細企業によっては、業績により特別融資が受けられない企業も多く存在し、新型コロナウイルス関連で倒産した県内企業も少なくない。今後、新型コロナウイルスの特効薬やワクチンが開発され普及するまでの間、売上が感染拡大以前の水準に戻るとは考えられない。旨を主張した。

イ 以上の観点から鑑みて、賃金の引き上げは考えられず、0円据え置きを主張した。

ウ 休業せざるを得ない企業が多く、早期退職の募集をしているところもあり、助成金などでやりくりし、何とか事業継続している。中小企業の経営状況は非常に厳しい状況であり、今年の引上げは難しく据え置きが妥当と主張した。

エ 厳しい経済情勢の中、雇用を優先すべきであり、今年は労使ともに我慢すべき年と考える。先行きが見通せず、賃金を引き上げるべき根拠が見当たらないと主張した。

オ 次回にしたいと主張した。

3 その他  
特になし